# 平成 30 年分　確定申告相談所のご案内

西淀川納税協会主催の「平成 30 年分　確定申告相談所」を下記のとおり開設し、個人事業者の方々の「所得税・消費税の確定申告相談」に応じております。

相談には、近畿税理士会所属の税理士先生が応じております。是非、お早めに！お気軽に！ご相談に！お越しください。

**Ⅰ　開設期間**　　**平成 31 年 2 月 21 日（水）から 3 月 8 日（金）のうち 9 日間**

| | 相談日 | 曜日 | 参　　考 |
|---|---|---|---|
| 2 月 | 21 | 木 | |
| | 22 | 金 | |
| | 25 | 月 | （理容組合） |
| | 26 | 火 | |
| 3 月 | 4 | 月 | （料飲組合） |
| | 5 | 火 | |
| | 6 | 水 | |
| | 7 | 木 | |
| | 8 | 金 | |

**Ⅱ　相談時間**　　**午前 9 時 30 分～午後 4 時まで**
**（ただし、正午から午後 1 時までは除く。）**

**Ⅲ　相談会場**　　**公益社団法人西淀川納税協会　3 階　会議室**

**〔ご留意〕**

1　相談日の全日程において地域の指定は行っておりませんが、月曜日は理容及び料飲組合の方々の相談日と重なっておりますので混雑が予想されます。
2　会場には駐車場はありませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。
3　相談会場では、年金、土地・建物の譲渡所得、贈与税、相続税や住宅借入金等特別控除の申告はご相談に応じておりません。
4　相談会場では、パソコンを利用し、近畿税理士会所属税理士が無料で相談を行いますが、決算書等の提出書類については、自ら正しく計算していただきますようお願いいたします。
5　相談に際し、控除関係書類のほか、平成 29 年分確定申告関係書類の控えもご持参ください。
6　確定申告書提出には、本人確認書類である「マイナンバーカード等の写しの添付」が必要です。事前にご準備ください。
7　e－Tax をご利用されるには、「利用者識別番号」及び「暗証番号」のご提示が必要です。お忘れになった場合には、再発行の手続きが必要です。早めに税務署に申請手続きを行ってください。

公益社団法人西淀川納税協会
〒 555-0013　大阪市西淀川区千舟 2-10-4
☎ 06（6474）0467　FAX 06（6474）5982
E:mail　nisiyodogawa@nk-net.co.jp
ホームページ　http://www.nk-net.co.jp/nisiyodogawa/